

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）については、平成 30 年 4 月から本格施行となり、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めているところです。

今般、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）について、下記のとおりお示ししますので、適宜御活用いただくとともに、適正な二次審査を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、本件について管内市町村に周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

○ 「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）

標記の件につきましては、平成 30 年度に請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について（第一段階の実施）、令和元年度に事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等について（第二段階の実施）、国保連の一次審査において「警告」から「エラー（返戻）」に移行する対応を実施したところです。

令和 2 年度においては、「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）に向けて」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課令和 2 年 3 月 17 日付事務連絡）でお示したとおり、国保連の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、第一段階及び第二段階でのエラー移行を見送ったもの（請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等）について、令和 2 年 11 月審査（10 月サービス提供分）より、「エラー（返戻）」に移行する対応を実施します（「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施））。

今般、「警告」から「エラー（返戻）」に移行するエラーコード一覧等は別添 1 のとおりとなりますので、御確認いただくとともに、適切な対応をお願いします。

また、別添 2 に記載のエラーコードについては、制度の取扱い上、機械的にエラー（返戻）と判断することができないケースがあることが判明したため、令和 2 年 11 月審査より判定レベルの見直しを行います。

※ 都道府県等におかれましては、事業者に対する説明を行う際に別添資料のエラーコード一覧等を活用する等、適正に給付費の請求が行われるよう御指導いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添 1 「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧等（令和 2 年 1 1 月審査対応）

別添 2 判定レベルを見直すエラーコード一覧（令和 2 年 1 1 月審査対応）

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111（内線 3009）

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp